

5 リスクの見積り

リスク低減の優先度を決定するため、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度とそれらの発生の可能性の度合をそれぞれを考慮してリスクを見積もります。

■リスク見積りは、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、負傷又は疾病の「類型」ごとに行います。

はさまれ、墜落、爆発、
火災、中毒、熱中症、
振動障害 など



■リスク見積りの例（マトリクスを用いた方法）

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	4	4	3
	比較的高い	4	3	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

		優先度	
5 4	高	5	直ちにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
		4	
3 2	中	3	速やかにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
		2	
1	低	1	必要に応じてリスク低減措置を実施

➡ このほか、数値化による方法、枝分かれ図による方法などもあります。

「開梱のときによそ見をして
カッターナイフで指を切る」よりも…



「中2階の商品置き場で荷を取り扱うときに墜落する」が優先ね。

リスクアセスメント等の導入などについては、各労働基準監督署へご相談ください。

沖縄労働局

那覇労働基準監督署 Tel.098-868-3431 沖縄労働基準監督署 Tel.098-982-1263
 名護労働基準監督署 Tel.0980-52-2691 宮古労働基準監督署 Tel.0980-72-2303
 八重山労働基準監督署 Tel.0980-82-2344

リスクアセスメント等を実施しましょう

— 安全衛生管理水準の向上のために —

職場では、多種多様な作業が行われており、その実態や特性を的確にとらえた安全衛生対策が必要です。

労働災害防止のために事業者が構すべき措置義務について、従前から労働安全衛生法に定められていますが、これらは措置すべき最低の基準であり、最低基準を守っているだけでは、多種多様な個々の職場の安全衛生対策として万全ではありません。

そこで、多種多様な個々の危険性・有害性に対応するため、有効な手法の1つが**危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント等)**です。



① 危険性・有害性の特定

② リスクの見積もり

③ リスク低減の優先度と措置内容の検討

④ 優先度に応じたリスク低減措置の実施



沖縄労働局 ・ 労働基準監督署